

北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例の一部を改正する条例（案）

1. 改正の趣旨

様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等（被害者、家族、遺族）の多くが、生命や身体、財産への直接的な被害に加え、心の傷や社会からの孤立、経済的困窮など、多岐にわたる問題を抱え苦しんでいる現実に対し、犯罪被害者等の視点に立ち、被害を受けたときから再び平穏な生活に戻ることができるよう、国においては、犯罪被害者等基本法を制定しています。

こうした中、本市においては、犯罪被害者等を支援するため、「北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」の一部を改正し、条例に規定することにより、犯罪被害者等基本法に基づく市の責務を明らかにします。

2. 条例一部改正案

「北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」に下記条項を追加します。

（犯罪被害者等への支援）

第12条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、関係行政機関及び犯罪被害者等を支援する活動を行う団体と連携し、犯罪被害者等からの相談に応じるとともに、情報の提供その他の支援を行うよう努めるものとする。

3. 具体的取組

- ・相談については、福祉課を総括的な窓口とし、市の各種相談窓口と連携するとともに、犯罪被害者等の支援に関係する職員を対象とした研修会を開催し、相談体制の強化を図っていきます。

- ・関係部署で構成する庁内関係課会議を設置し、施策についての協議、情報の共有を図っていきます。

- ・市営住宅については、引き続き入居について配慮していきます。

4. 今後のスケジュール

平成24年12月15日～平成25年1月15日	パブリックコメント
平成25年1月16日～平成25年3月	パブリックコメント意見集約・反映・公表 市議会での審議
平成25年4月1日（予定）	条例施行

5. 担当

北広島市保健福祉部福祉課（内線800）